

集落営農（任意組合）の代表者の皆様へ

集落営農（任意組合）は、税申告（青色申告）ができないので、直接収入保険に加入することはできませんが、**法人化すれば、集落営農法人として収入保険に加入**することができます。

(※) 農業経営法人化支援事業を活用し、経営相談等を行い、法人化した場合、40万円の支援が受けられます。

法人化していなくても…

集落営農（任意組合）の**構成員は、青色申告を行って**いれば、**収入保険に加入**することができます。

(パターン1)

集落営農（任意組合）で取り組んでいる農産物について、構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できない場合
(いわゆるプール方式)

集落営農（任意組合）とは別に取り組んでいる農産物は収入保険に加入することができます。

(パターン2)

集落営農（任意組合）で取り組んでいる農産物について、構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できる場合
(いわゆる枝番方式)

集落営農（任意組合）で取り組んでいる農産物及び集落営農（任意組合）とは別に取り組んでいる農産物を合わせて収入保険に加入します。

(注) 集落営農（任意組合）が、ナラシ対策等の類似制度に加入する場合、当該集落営農は、収入保険に加入する構成員の分を除いて、類似制度に加入します（ゲタ対策については、収入保険に加入する構成員の分を含めて加入できます。）。

収入保険の概要

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

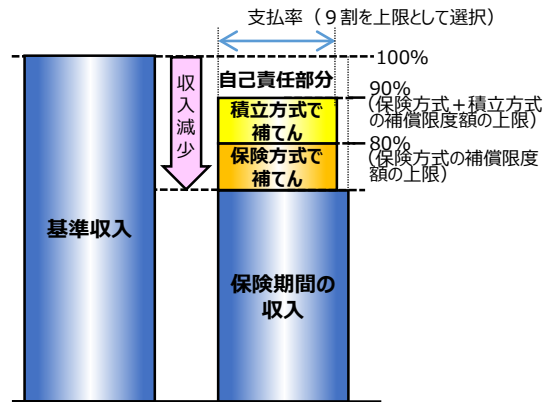
対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

<収入保険の補てん方式>

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

- ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

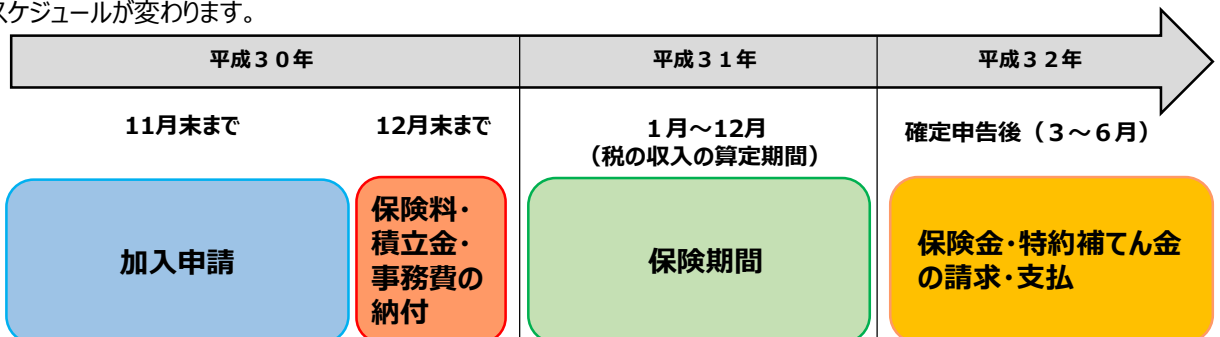
- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

加入・支払等のスケジュール

- ※ 保険期間が平成31年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払も可（最終の納付期限は保険期間の8月末）

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

お問い合わせ先

・最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会
 ・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7147）

（2019.3）